

支給対象者

Q1 対象となる病院はどこか

A 神奈川県に所在し、かつ令和7年10月1日から令和8年3月31日までの期間中、救急医療体制を継続する病院のうち、次のいずれかを満たす病院。

ただし、県立病院は含まない。

(1) 次のいずれかに該当する救急病院

ア 救命救急センター

イ 市町村で実施する二次救急の病院群輪番制または小児救急医療輪番制に参加している病院

ウ 横浜市二次救急拠点病院、横浜市小児救急拠点病院、または横浜市疾患別救急医療体制(脳血管疾患、心疾患、外傷)に参加している病院

エ 病院群輪番制を実施していない市町(茅ヶ崎市及び寒川町)に所在する救急告示病院

オ その他知事が認める病院

(2) 次のいずれかに該当する精神科救急病院

ア 精神科救急基幹病院

イ 精神科救急輪番病院

Q2 令和7年10月2日以降に要件を満たした場合、支給対象か。

A 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの期間で救急医療体制を継続する病院を対象としておりますので、申し訳ありませんが、今回の事業の対象外となります。

Q3 輪番制に参加していないが救急告示病院である場合、支給対象か。

A 救急告示病院のみで、Q1のいずれの輪番制も参加していない場合は支給対象外となります。(輪番制を導入していない茅ヶ崎市、寒川町に所在する救急告示病院は支給対象)

ただし、特定の診療科で地域の救急医療体制の維持に貢献していると認められる場合には、支給対象となる場合がありますので、ご相談ください。

支給対象(病床)

Q4 「許可病床数」には何の数字を記入すればよいのか。

A 令和7年10月1日時点の許可病床数(医療法第27条に基づく使用許可を受けた病床数(一般・療養・精神・感染症・結核の合計))を入力してください。

Q5 支援金の算定対象となる病床はどれか。

A 令和7年10月1日時点の休床病床を除いた稼働病床数のうち、「救急病院」については「一般病床・療養病床」、「精神科救急病院」については「精神病床」が算定の対象となります(感染症病床、結核病床は算定対象外)。

Q6 Q1(1)の救急病院に該当するが、精神病床を保有している場合は精神病床を含めて申請してよいのか。

A Q1(1)及び(2)のどちらも該当する場合は精神病床も含めて申請可能ですが、Q1(1)のみの該当の場合は一般病床・療養病床のみの申請となります。

なお、Q1(2)のみ該当の場合は精神病床のみの申請となります。

Q7 Q1(1)及び(2)のどちらも該当する場合、支援金の算定方法はどのようになるか。

A 例) 一般病床数:100床 療養病床数:50床 精神病床数:30床の場合
(100床+50床)×60,000円 + 30床×10,000円 = 9,300,000円

申請手続き

Q8 申請方法は電子申請のみか。

A 本支援金は電子申請のみとなります。

Q9 申請受付期間はいつまでか。

A 申請受付期間は令和7年10月16日(木)13時 ~ 令和7年11月6日(木)17時までです。

Q10 紙の通帳がない(ネットバンキング等)場合、通帳の写しは何を添付すればよいか。

A 口座種別(普通・当座等)、口座名義人、フリガナ、金融機関番号、支店番号、口座番号、金融機関名、支店名が全て確認できる書類が必要です。例えば、以下のような書類です。

- 口座証明書、口座番号連絡書(会社によって名称は異なります)
- 口座情報証明(ネットバンキングにログインし、画面をコピーしたもの)

Q11 「10桁の医療機関コード」がわからない。

A ・「14+点数表コード※+指定通知書の番号(7桁)」となっています。

※点数表コードは、医科1です。

Q12 申請した内容に誤りがあったことに気づいたが、どのように修正すればよいか。

A 本支援金事業担当へ申請内容に誤りがあった旨連絡し、修正箇所の内容を伝えてください。

【問合せ先】

神奈川県医療整備・人材課 病院経営緊急支援金担当

電話:045-210-4874

その他

Q13 申請してから支給までの期間はどのくらいか。

A 審査が終わり次第、順次、支給手続きを行います。概ね1か月程度かかります。

Q14 今回の支援金に関する実績報告は必要か。

A 実績報告は不要です。支援金の支給をもって、手続きは全て終了となります。

ただし、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の支給を受けた日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後10年間保管する必要があります。

Q15 支援金は課税対象か。

A 課税対象となります。詳細につきましては国税庁ホームページをご覧ください。管轄の税務署までお問合せください。